

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和5年1月12日

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平松 亜 矢 子
生駒市監査委員 福 中 眞 美

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

令和4年11月16日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の対象行為

(1) 生駒市長による職務命令により、地域活力創生部次長（SDGs推進課担当）（以下「本件対象職員」という。）が、令和4年4月13日に、法的根拠なくいこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）の取締役就任し、令和4年8月31日までの間に5回、合計10時間、いこま市民パワーの取締役会等に出席したが、いずれも職務免除を受けて給与を全額支給されていること。

(2) 生駒市の公共施設の電力調達契約を担う担当である本件対象職員が取締役に就任したことで利益相反が生じ、契約は無効であるにもかかわらず公共施設の電気料金をいこま市民パワーに支払っていること。

2 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

(1) いこま市民パワーについて

いこま市民パワーは、生駒市、大阪ガス株式会社、生駒商工会議所、株式会社南都銀行及び一般社団法人市民エネルギー生駒の5者で出資し平成29年7月18日に設立された地域エネルギー株式会社である。この当時の出資割合は、生駒市765株（51%）、大阪ガス株式会社510株（34%）、生駒商工会議所90株（6%）、株式会社南都銀行75株（5%）、一般社団法人市民エネルギー生駒60株（4%）である。

なお、大阪ガス株式会社は令和3年3月31日に保有株の全てをいこま市民パワーに売却し、

経営から撤退し、いこま市民パワーの保有となっていた510株は、令和4年3月1日に生駒商工会議所、TJグループホールディングス株式会社及び一般社団法人市民エネルギー生駒の3者に譲渡され、その結果出資割合は、生駒市765株（51%）、生駒商工会議所360株（24%）、TJグループホールディングス株式会社180株（12%）、一般社団法人市民エネルギー生駒120株（8%）、株式会社南都銀行75株（5%）となった。

いこま市民パワーは、電力の売買及び売買の仲介に関する事業、発電事業及びその管理・運営並びに電気、熱その他のエネルギーの供給販売に関する事業、情報通信機器、電気機器の販売に関する事業、電気等の検針及びそれに伴う請求書発行等に関する事業、生駒市民の生活の質の向上に関するサービス事業、生駒市域の活性化に関する事業及びこれらに附帯する一切の事業を目的とする営利企業である。

生駒市は、平成29年12月1日以降、公共施設の電力をいこま市民パワーから調達しており、いこま市民パワーとは取引関係にある。

(2) 本件対象職員の取締役就任について

令和4年4月13日、いこま市民パワーの株主総会が開催され、生駒市長がいこま市民パワーの代表取締役から退任し、代わって生駒商工会議所会頭が代表取締役に就任した。同時に、生駒市からは、副市長が専務取締役に、本件対象職員が取締役に就任した。なお、本件対象職員は令和4年4月12日にいこま市民パワーに対して就任承諾書を提出している。

(3) 営利企業への従事の制限について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第38条は、一般職の職員が任命権者の許可なく営利企業の役員等の地位を兼ねる、自ら営む、報酬を得て従事することを禁じており、同条に規定する任命権者の許可基準として、生駒市では、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和35年2月生駒市規則第1号。以下「従事制限規則」という。）第3条第1号で、単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来たさず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合、同条第2号で、職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合を規定している。

(4) 本件対象職員がいこま市民パワーへの従事について

本件対象職員は、取締役就任に当たり、令和4年4月13日、従事制限規則に基づく営利企業の従事許可を申請しており、その理由として、以下の点を挙げている。

ア いこま市民パワーは、生駒市が51%を出資して設立した自治体新電力会社であり、域内資金循環による経済活性化、再生可能エネルギーの普及拡大による脱炭素化、エネルギーの地産地消、利益の地域還元による地域の生活利便性の向上及び地域課題への解決を基本理念としている。同社の事業は生駒市の政策目的の達成に密接に関係しており、同社との連絡調整を所管業務とする生駒市職員として当該企業との連携の強化を目指すため。

イ いこま市民パワーの役員変更により、生駒市からの派遣者が代表取締役を退くことが見込まれることを受け、上記アの政策目的を引き続き効果的に実現するために、同社の内部意思決定において、これまでのエネルギー事業の経緯や実務を把握する者が役員に就任し、主た

る出資者として実務上の指導力を発揮し、組織運営を担保していくことが必要であるとの判断がなされたところであり、これに基づく業務上の指示により、同社役員としての従事を申請する。

この申請を受け、市長公室長は以下のア～ウの3点の許可条件を付した上で、生駒市長名で許可することについて従事制限規則第3条第2号を適用し決裁した（以下、当該許可を「本件営利企業等従事許可」という。）。

ア 職務の遂行に支障が生じないようにすること。

イ 勤務時間中に本件営利企業等従事許可内容に従事する場合、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年3月生駒市規則第3号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第5号の規定に基づく職務免除申請を行うこと。

ウ 本件営利企業等従事許可申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

これに基づき、本件対象職員は、職務専念義務免除をその都度申請し、市長公室長の決裁を経て、いこま市民パワーの取締役会等に出席している。

(5) 対象とする行為の違法性・不当性について

ア 市長公室長は地公法第38条に基づく従事制限規則を誤って運用していること

「逐条地方公務員法第5次改訂版」（橋本勇著 学陽書房）（以下「逐条地公法」という。）によれば、地公法第38条が営利企業の役員への就任を禁じる趣旨として、職員にとってもっとも基本的な義務である職務専念義務が、十分に遂行されることを保障するため、これに直接、間接に悪影響を及ぼすような行為を職員が行うことを勤務時間の内外を問わず制限する必要があること、職員が特定の会社の役員などを兼ねていたり、また、報酬を伴う事務、事業に従事していたりすると、その利益を念頭に置いて職務の公正を害するおそれがあること、職員が自己の担当する職務はもとより、その属する地方公共団体の事務や事業と関係の深い営利企業などに従事している場合は、住民から、当該職員だけでなく、公務全体の公正性、妥当性が疑われることになることの3点、すなわち、職務専念義務との関係、職務の公正の確保、職員の品位の維持、を挙げる。

従事制限規則第3条第1号では、営利企業への従事を許可する基準として、単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来たさず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合、と規定しているが、これは逐条地公法に示す趣旨に沿ったものと解され、この規定は地公法第38条に基づく許可の最低条件といえる。

生駒市の営利企業等従事許可申請書の様式第2の「活動実績・計画報告書」中の記載事項4においても、従事制限規則第3条第1号及び逐条地公法が述べる地公法第38条に係る3点の趣旨に呼応させて、「本来の職務の遂行への支障の有無と、その理由」、「職員の占める職と当該活動先団体との間の関係性の有無」、「活動に伴う職務の遂行への支障、職務の公正の確保・職員の品位の確保等について」の3点を記入することを求めている。

しかるに市長公室長は、従事制限規則第3条第1号については触れず、同条第2号の「職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合」の

みを適用し許可しているが、これは従事制限規則を誤って運用している。他自治体の同種規則を見ても、上記の逐条地公法による地公法第38条の趣旨である、職務専念義務との関係、職務の公正の確保、職員の品位の維持の3点に抵触しないことは許可の最低条件とされている。したがって、従事制限規則第3条第2号を適用する場合であっても、同条第1号に触れていれば許可してはいけないと読むべきである。

イ 生駒市長が本件対象職員をいこま市民パワーの取締役就任させたことは、地公法第38条及び従事制限規則に違反し、利益相反行為によって職務の公正が害されていること

アで指摘したように、従事制限規則第3条第2号のみの適用による許可は誤りであるが、改めて同条第1号の条件に照らし合わせて生駒市長による職務命令により本件対象職員がいこま市民パワーの取締役就任していることの適正性を判断する必要がある。

本件対象職員は、上記アの営利企業等従事許可申請書の様式第2の「活動実績・計画報告書」中の記載事項4について、「本来の職務の遂行への支障の有無と、その理由」は、いこま市民パワーへの従事は短時間であるため支障はないこと、「職員の占める職と当該活動先団体との間の関係性の有無」は、いこま市民パワーは、生駒市が51%の株式を出資する自治体新電力会社であり、生駒市地域活力創生部SDGs推進課（以下「SDGs推進課」という。）が同社との連絡調整を担っており、本件対象職員がSDGs推進課の業務を所管する次長であること、「職員の占める職の信用の保持及び職全体の名誉を損なうおそれの有無と、その理由」は、いこま市民パワーは、生駒市域に根差した企業活動を行っており、同社の発展は生駒市の政策目的の達成に資するものであるため、当職の信用の保持及び職全体の名誉を損なうおそれは無いこと、を記入している。

しかし、本来、様式第2の「活動実績・計画報告書」中の記載事項4については、それぞれ、「本来の職務の遂行への支障」がないこと、「職員の占める職と当該活動先団体との間の関係性」がないこと及び「職員の占める職の信用の保持及び職全体の名誉を損なうおそれ」がないことを確認するための様式のはずである。職務専念を順守するのはもちろん、営利企業の利益を念頭に置いて職務の公正を害するおそれがあるはずではないし、職員が自己の担当する職務はもとより、その属する地方公共団体の事務や事業と関係の深い営利企業などに従事することで、住民から、当該職員だけでなく、公務全体の公正性、妥当性が疑われることがあってはならない。

しかるに本件対象職員は、いこま市民パワーは、生駒市が51%の株式を出資する自治体新電力会社であり、SDGs推進課が同社との連絡調整を担っており、SDGs推進課の業務を所管しているとして、生駒市及び自身の担当する職務といこま市民パワーとの関係の深さを強調しているが、本件営利企業従事許可においては、関係の深さはむしろ許可の支障となるはずである。

生駒市は公共施設の電力をいこま市民パワーから調達し、特にSDGs推進課は生駒市の公共施設の電力調達契約を取りまとめている。したがって、従事制限規則第3条第1号の、「単に名目的なもの」には該当せず、また、「職員の占める職と密接な関係がない」とは言えない。従事制限規則第3条第1号の許可の基準に照らし合わせると、本件営利企業等従事

許可は違法である。

ウ 生駒市長による違法な本件営利企業等従事許可により、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役役に就任したことは無効で、職務免除の決裁は無効であること

本件対象職員は、職免規則第2条第5号に規定する、生駒市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その職務に従事する場合を適用し職務免除を申請し、本件営利企業等従事許可を得ていこま市民パワーの取締役会等に出席しているが、そもそも本件営利企業等従事許可は違法であるから、職務免除の決裁は無効である。よって、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役会等に出席した10時間は、職務免除を受けずに勤務を外れたとみなされる。

エ 本件対象職員がいこま市民パワーの取締役役に就任したことで、生駒市のいこま市民パワーとの電力調達契約は利益相反の行為となり、無効であること

生駒市の公共施設を取りまとめて電力調達契約を締結する業務を担っているSDGs推進課担当である本件対象職員がいこま市民パワーの取締役役に就任したことで、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約は利益が相反する行為となり、民法第108条第2項の規定により、代理権を有しない者がした行為とみなされる。よって、本契約は無効である。

3 生駒市に与えた損害

(1) 生駒市長による違法な本件営利企業等従事許可に基づく本件対象職員の取締役就任は無効であり、いこま市民パワーの取締役会等への出席のための職務免除の決裁も無効である。よって、会議出席に要した10時間の給与相当額は支払われてはならないのに全額支払われており、その差額は生駒市の損害である。

(2) 少なくとも本件対象職員がいこま市民パワーの取締役役に就任した令和4年4月13日以降の、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約は無効であり、生駒市からいこま市民パワーへの支出全額は支払われてはならない公金である。よって、令和4年4月13日以降の支出全額が生駒市の損害である。

4 求める措置内容

(1) 本件営利企業等従事許可の取消しを求める。

(2) 生駒市長等関係者に対して、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役会等に出席した10時間の給与相当額を請求することを求める。

(3) 令和4年4月13日以降にいこま市民パワーに対して支払われた電気料金全額を生駒市長等関係者に請求することを求める。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和4年12月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

2 監査の対象事項

本件営利企業等従事許可は、地公法第38条及び従事制限規則第3条に違反した違法又は不当な許可であるか及び本件対象職員がいこま市民パワーの取締役役に就任したことにより、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約が利益相反行為となり無効であるかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局及び生駒市の主張

SDGs推進課及び市長公室人事課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また令和4年12月15日に地域活力創生部長、地域活力創生部次長、SDGs推進課長、市長公室長、人事課長等から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取における生駒市の主張の趣旨は以下のとおりである。

(1) 生駒市はいこま市民パワー設立当初から株主間の合意に基づき、生駒市長が代表取締役に就任し会社運営を主導することで、いこま市民パワーを通じた政策目的の実現に向けて、いこま市民パワーによる円滑な事業推進のために必要となる支援、調整、仲介等の積極的な関与を続けてきた。

生駒市長は令和4年4月13日に代表取締役から退任したが、新代表取締役を全面的にサポートし、経営の安定化、事業の着実な推進を図るとともに、引き続き役員として会社の意思決定に関与するため、副市長が専務取締役に、本件対象職員が取締役に就任した。

いこま市民パワーが非営利型で事業を行う法人であることは、令和4年10月4日付大阪高裁判決（令和3年（行コ）第31号、以下「高裁判決」という。）でも認定されており、営利を目的とする私企業に従事する際に必要な、任命権者の許可は本質的には不要であるが、いこま市民パワーが外形的に株式会社の形態をとっていることを踏まえて本件営利企業等従事許可を行った。

本件対象職員が従事する業務は、四半期ごとに予定されている取締役会及び月1回程度予定されている経営会議に出席し、その際に意思表示及び意見表明を行うことである。所要時間はいずれも1回当たり2時間程度で、1か月につき2回を超える出席は想定していない。そのため、生駒市職員としての職務の遂行に支障を及ぼすおそれはない。

従事制限規則第3条第1号が、地公法第38条に基づく任命権者の許可の最低条件であるとの請求人の主張は、当該条項の解釈適用を誤っている。地公法第38条第1項について、逐条地公法では、職員による営利企業への従事に関して、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するとともに、職員の公正の確保及び職員の品位の保持が損なわれない場合に許可を要件として例外として認めたものであり、任命権者が営利企業に従事許可をする場合には、職員が当該営利企業に従事しても、職務執行上、能率の低下を来たすおそれがないこと、当該営利企業と職員が属する地方公共団体との間に相反する利害関係を生じるおそれがないこと、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、並びに職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの3点を確認することを主旨としており、生駒市においてもこれらの観点から確認を行っている。従事制限規則第3条は地公法第38条第1項に基づく許可処分を行う際の基準として規定されたものだが、同規則第3条第1号が求める「単に名目的のものであって」、「職務

の遂行に支障を来たさず」、「職員の占める職と密接な関係がない」という要件は、職員が個人として、公共目的を達成するためではなく専ら私的な事情や目的を持って、政策目的のための公的な関与のない純粋な私企業の役員に就任又は経営をする際の公正な職務遂行への影響を回避することを主眼に置いて、条文が構築されているものといえる。

本件のように、政策目的の達成のために、職員を職務上の関係がある団体の役員に就任させる場合には、従事制限規則第3条第1号の規定を文言どおりに適用することは想定されておらず、個別に要件への該当性を検討した上で同条第2号を適用することが本来の趣旨に沿った取扱いである。

従事制限規則第3条の構成は、第1号には「職務の遂行に支障を来たさず」の文言、第2号には「職務の遂行に支障を来たさない範囲において」の文言があり、それぞれに同様の文言・要件が明示されている。この規定は、営利企業等の従事許可を行う場合に必ず考慮すべき、職務の能率や公正の確保などがなされているか否かについて判断すべきことを示す規定であるが、双方に同様の規定がされているということは、「職務の遂行に支障を来たさない」という要件を満たした上で、第1号で規定する「単に名目的なもの」ではなく、「職員の占める職と密接な関係」が見受けられる場合であっても、第2号の規定により許可が可能となる「特殊の事情」がある場合が存在し得ることを示すものである。以上から、従事制限規則第3条各号の規定は、本条のいずれかの号を選択的に適用すべきであることを表している。

地方公務員による営利企業その他の団体役員への就任は、総務省の「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査」によると、平成30年度で2,336件となっている。地方公共団体が出資する法人の非常勤の役員に、一般職の地方公務員が就任することは一般的に行われており、全国の自治体新電力を設置する地方公共団体についても、把握しているだけでも10社の新電力会社で一般職の地方公務員が役員に就任している。

また、生駒市においても、奈良生駒高速鉄道株式会社のように、本来業務と密接な関係を有する出資法人の役員に生駒市の職員が就任してきており、生駒市の意見の反映及び政策目的の実現のために適切に運用が行われてきている。

(2) 営利企業等への従事許可の際には、地公法第38条第1項の趣旨を踏まえ、職務の能率の確保、職務の公正の確保及び職員の品位の保持が図られていることが判断基準となる。

職務の能率の確保については、営利企業等で報酬を伴う仕事に従事することで注意と関心を奪われ集中力が欠けるおそれがないか、また、業務に影響が生じるほどに公務に従事する時間が減少することがないかが判断基準となるが、いこま市民パワーの高い公益性に加え、本件対象職員は生駒市の政策の意義と方向性を確実に反映させるために、無報酬でいこま市民パワーの取締役に就任した経緯から、職務に対する集中力が損なわれるおそれはないこと、業務に従事する時間は1か月につき4時間程度を上回ることは想定されないことから、公務能率に大きな影響が及ぶことはなく、職務の能率は確保されている。

職務の公正の確保については、いこま市民パワーが生駒市の政策目的達成のために設立された公益性の高い法人で、生駒市が政策目的の実現のために主体的に関与することの正当性は高裁判決でも認められており、業務の公正を妨げ信用を毀損する状況にはない。本件対象職員については、生駒市の目的方針を踏まえた上で、いこま市民パワーの取締役会等において意思表

明することが役割であり、生駒市として実現すべき公益が損なわれることのないよう行動することが求められているものであり、このような考え方に基づく行動は、いこま市民パワーの取締役としての判断と齟齬を生じることではない。

職員の品位の保持については、本件対象職員がいこま市民パワーに関与することで公務全体の公正を損なうものではなく、いこま市民パワーの取締役として報酬を伴う事務に従事することはないことから、職に対する信頼・名誉の保持に支障が生じるおそれはない。

以上により、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役に就任することについて許可処分が制限される理由はなく、任命権者の裁量の範囲で可能である。本件対象職員がいこま市民パワーの取締役への就任は、従事制限規則第3条第2号に規定する「職務の遂行に支障を来さない範囲」であることに加え、生駒市の政策目的の達成に向け、エネルギー政策と密接に関係するいこま市民パワーとの連携強化につながることから、同号に規定する「特殊の事情」があると認められる。

(3) 請求人は、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約は利益相反の行為であり無効であると主張している。

しかし、いこま市民パワーの一切の対外的代表権及び業務執行権は代表取締役が有するものであり、電力小売契約に関する権限は本件対象職員ではない電力事業担当取締役に委任されている。本件対象職員は、いこま市民パワーの代表権及び業務執行権は有しておらず、生駒市の一般職員という立場において、いこま市民パワーの非常勤の代表権を有しない取締役に就任したことをもって、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約が無効となることはあり得ない。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容、関係職員の事情聴取、SDGs推進課及び人事課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) いこま市民パワーについて

いこま市民パワーは、平成26年3月に内閣府から生駒市が環境モデル都市に選定され、平成27年1月に生駒市環境モデル都市アクションプランを策定した経過において、その中核となる事業として生駒市の主導により平成29年7月18日に設立された。生駒市は、いこま市民パワーについて、電力の小売事業にとどまらず日常生活に不可欠な電力事業を契機として、持続可能な脱炭素・循環型社会の実現に資するとともに、事業利益を株主に配当せず地域に還元することにより、市民生活の質の向上及び地域の活性化といった生駒市の政策目的の実現を目指し、官民連携による公益型の自治体新電力会社として設立した。

設立時の出資額及び発行株式の数、出資者の内訳及び出資割合は以下のとおりである。

| | | | |
|-----------------|---------|------|--------|
| 出資額 | 1,500万円 | 発行株式 | 1,500株 |
| 内訳 | | | |
| 生駒市 | | 765株 | 51% |
| 大阪ガス株式会社 | | 510株 | 34% |
| 生駒商工会議所 | | 90株 | 6% |
| 株式会社南都銀行 | | 75株 | 5% |
| 一般社団法人市民エネルギー生駒 | | 60株 | 4% |

なお、現在の出資割合は以下のとおりとなっている。

| | | |
|--------------------|------|-----|
| 生駒市 | 765株 | 51% |
| 生駒商工会議所 | 360株 | 24% |
| TJグループホールディングス株式会社 | 180株 | 12% |
| 一般社団法人市民エネルギー生駒 | 120株 | 8% |
| 株式会社南都銀行 | 75株 | 5% |

上記のとおり、生駒市は、設立当初から筆頭株主としていこま市民パワーの事業を主導してきており、生駒市の政策目的をいこま市民パワーの経営・事業方針として確実に反映できる体制をとってきている。

(2) 本件対象職員の取締役就任までの手続・経緯

本件対象職員は、生駒市長に対し、令和4年4月13日、営利企業等従事許可申請書を提出し、同日、生駒市長から決裁権限の委任を受けている市長公室長が、①職務の遂行に支障が生じないようにすること、②勤務時間中に本件営利企業等従事許可内容に従事する場合、職免規則第2条第1項第5号の規定に基づく職務免除申請を行うこと、③本件営利企業等従事許可申請書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出ることの条件を付した上で、許可した。

(3) 本件対象職員が従事した際の職務専念義務の免除に係る手続

本件対象職員が取締役として従事した際の職務専念義務の免除に係る手続は以下のとおりである。

| 申請期間 | 職免申請時間 | 職免申請事由 |
|-----------------------|--------|---------------------|
| 令和4年4月13日 10:30~11:00 | 1時間 | いこま市民パワーの取締役会出席のため。 |
| 令和4年5月2日 13:45~16:15 | 3時間 | いこま市民パワーの経営会議出席のため。 |
| 令和4年6月29日 13:45~15:45 | 2時間 | いこま市民パワーの経営会議出席のため。 |
| 令和4年7月22日 13:00~14:15 | 2時間 | いこま市民パワーの経営会議出席のため。 |
| 令和4年8月26日 10:45~12:00 | 2時間 | いこま市民パワーの取締役会出席のため。 |

(4) 生駒市からいこま市民パワーに支払われた電気料金

請求書に添付された証拠書類によれば、令和4年4月19日から同年10月25日までにい

こま市民パワーに支払われた電気料金は、合計166,916,222円となっている。支払日ごとの金額は以下のとおりである。

| 支払日 | 支払金額 | 支払日 | 支払金額 |
|-------|-------------|--------|--------------|
| 4月19日 | 205,926円 | 7月25日 | 21,940,951円 |
| 4月25日 | 20,570,533円 | 8月1日 | 419,509円 |
| 5月1日 | 406,938円 | 8月9日 | 793,802円 |
| 5月9日 | 771,345円 | 8月19日 | 212,305円 |
| 5月19日 | 187,629円 | 8月25日 | 25,948,033円 |
| 5月25日 | 17,055,280円 | 9月1日 | 430,988円 |
| 6月1日 | 348,725円 | 9月9日 | 851,767円 |
| 6月9日 | 610,806円 | 9月19日 | 209,290円 |
| 6月19日 | 173,765円 | 9月25日 | 27,261,306円 |
| 6月25日 | 17,738,530円 | 10月1日 | 407,704円 |
| 7月1日 | 326,929円 | 10月9日 | 877,686円 |
| 7月9日 | 568,358円 | 10月19日 | 204,453円 |
| 7月19日 | 162,453円 | 10月25日 | 28,231,211円 |
| | | 総計 | 166,916,222円 |

2 判断理由

(1) 本件営利企業等従事許可について

ア 地公法第38条第1項は、一般職の職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない旨規定している。この規定に基づく任命権者の許可の基準として、生駒市では従事制限規則第3条柱書において、職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ねる場合の任命権者の許可の基準を次のとおり定めるとし、同条第1号において「単に名目的なものであって、職務の遂行に支障を来たさず、かつ、職員の占める職務と密接な関係がないと認められる場合」、同条第2号において、「職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合」を規定している。

同条第1号と第2号の関係について、同条柱書の記載には、同条第1号及び第2号のいずれも満たす必要があるという趣旨の規定はない上、同条第1号には「職務の遂行に支障を来たさず」、同条第2号には「職務の遂行に支障を来たさない範囲において」という、同様の趣旨を規定した文言が双方にあることからすれば、同条第1号及び第2号の関係は、それぞれ独立した選択的な条件であるといえる。

そして、各条件の判断に際しては、地公法第38条の趣旨から、職務遂行上の能率の低下を来たすおそれがないこと、相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことが必要である。

イ 本件営利企業等従事許可は、従事制限規則第3条第2号を適用してなされたものであるところ、生駒市では、生駒市の政策目的を実現させるために、生駒市が過半数の株式を保有していこま市民パワーを設立し、設立当初から生駒市長が代表取締役に就任することで、いこま市民パワーの経営や事業方針などに積極的に関与してきた経緯があり、生駒市長が代表取締役から退任した後も、生駒市が目指す政策目的の実現には、引き続き、いこま市民パワーに対する積極的な関与が必要といえ、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役として就任

することは、同号に規定する特殊の事情があるということが出来る。また、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役として従事する時間については、1回当たり約2時間、1か月に2回を超えることは想定していないとのことで、同号に規定する職務の遂行に支障を来たさない範囲と認められ、許可の条件として、職務の遂行に支障が生じないようにすることが付され、実際にも4か月の間に5回合計10時間の範囲内にとどまっております。職務の遂行に支障を来たさない範囲と認められ、職務遂行上の能率の低下を来たすおそれはないものと認められる。そのほか、いこま市民パワーは、利益を株主に還元せず、本件対象職員に対する役員報酬もなく、関西電力株式会社が公表する標準的なメニューにより算出した価格よりも低い価格で生駒市と電力供給契約を締結してきていること、本件対象職員は、生駒市の政策目的を反映させる目的でいこま市民パワーの取締役に選任された経緯からすれば、利害相反のおそれや職務の公正を妨げるおそれが相当あるものとはいえず、いこま市民パワーの業務内容について、職員及び職務の品位を損ねるおそれも認められない。

ウ 以上のことから、本件営利企業等従事許可は、地公法第38条の趣旨に基づいた従事制限規則第3条第2号に規定する許可基準を満たしており、任命権者の裁量の範囲内といえ、違法又は不当ではなく、本件対象職員が職務専念義務の免除に係る手続を経て、いこま市民パワーの取締役として取締役会等に出席したことは、職務専念義務に違反するものではなく、当該従事に要した時間分の給与相当額を生駒市長等関係者に請求することを求める請求は理由がない。

(2) 生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約について

請求人は、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役に就任したことで、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約については、利益相反の行為となり、民法第108条第2項の規定により、代理権を有しない者がした行為とみなされ、無効となると主張する。

しかし、本件対象職員の取締役就任前に締結された電力調達契約の効力が遡って無効となることはない。また、本件対象職員の取締役就任後に締結された電力調達契約については、本件対象職員は、代表権のない取締役であり、いこま市民パワーの電力調達契約を締結できる権限を有しておらず、代表取締役から当該権限の委任も受けておらず、生駒市においても電力調達契約を締結する権限を有していない。

したがって、本件対象職員がいこま市民パワーの取締役に就任したことにより、生駒市といこま市民パワーとの電力調達契約に民法第108条第2項が適用されるものではなく、当該契約は無効とはいえないから、いこま市民パワーに支払われた電気料金を生駒市長等関係者に請求することを求める請求は理由がない。

以上